

生駒市条例第15号

生駒市就学指導委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市就学指導委員会条例の一部を改正する条例

生駒市就学指導委員会条例（平成24年10月生駒市条例第36号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

生駒市教育支援委員会条例

第1条中「就学指導を」を「教育支援を」に、「生駒市就学指導委員会」を「生駒市教育支援委員会」に改める。

第2条中「、程度」を「及び程度、就学先、就学後の支援」に改める。

第10条を第11条とする。

第9条中「委員」の次に「及び調査員」を加え、同条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（調査員）

第9条 委員会に、障害のある児童及び生徒等への訪問調査を行うため必要があるときは、調査員を置くことができる。

2 調査員は、教育委員会が任命する。

3 調査員は、当該訪問調査が終了したときは、解任されるものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。